論点　居宅サービス事業所等における安全管理体制措置について

論点

■ 原則、全てのサービスにおいて、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村や利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないものとされている。

■ 介護保険施設については、運営基準において、事故の発生又はその再発を防止するため、①事故発生防止のための指針の整備、②事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備、③事故発生の防止のための委員会、④従業者に対する研修の定期的な実施、⑤これらを適切に実施するための担当者の設置をしなければならないこととされている。

■ 現行、居宅サービス事業所等においては上記①～⑤の義務付けはされていない。

■ 居宅サービスにおけるこれらの義務付けに係る実態について、小規模事業所も含め、①、②は95％程度、③は80％前後、④は90％程度、⑤は80％強であった。

■ ③に関し、安全対策委員会非設置の事業所では、その理由として「職員を集めることが難しい」が最も多かった。

■ 居宅療養管理指導については、保険医療機関又は保険薬局の場合は、居宅サービス事業所として、みなし指定がされるなど、そのサービス特性や業務形態を踏まえることが必要。

■ これらを踏まえ、居宅サービス事業所等における実効性のある安全管理体制を構築するための対応についてどう考えるか。

対応案

■ 居宅サービス事業所等について、小規模事業所への過度な負担を避ける観点から、委員会については一律の義務付けを行わず、①事故発生防止のための指針の整備、②事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備、③事故発生の防止のための従業者に対する研修の定期的な実施（他事業所との共同開催等も可）、④これらを適切に実施するための担当者の設置を義務付けてはどうか。その際、１年間の経過措置期間を設けてはどうか。

■ 居宅療養管理指導は、保険医療機関等がみなし指定を受けている場合、介護サービスを提供していない又はその機会が極めて限られている事業所も含まれていることから、一定の介護サービスの提供実績を有する事業所を義務付けの対象とすることとしてはどうか。

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料3「高齢者虐待の防止/介護現場における安全性の確保、リスクマネジメント」 p.51 より抜粋